

国民保護法制の概要

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)

平成17年5月27日

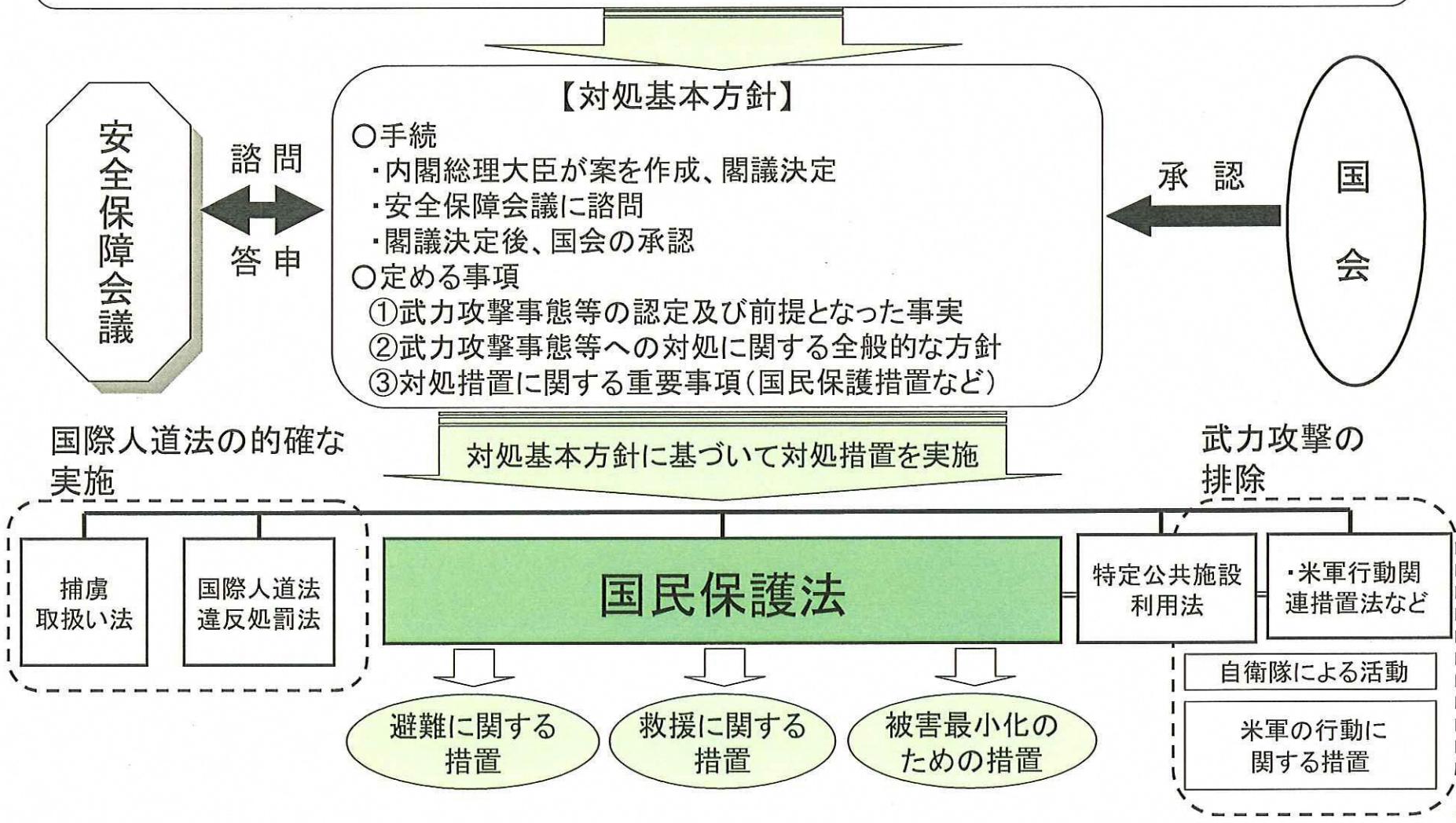
福岡県

武力攻撃事態等における国民の保護の位置付け

武力攻撃事態対処法

【対処に関する基本理念】

- 国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力、万全の措置
- 国民の自由と権利の尊重、制限する場合も、その制限は必要最小限、かつ、公正かつ適正な手続の下に行う



国民保護法の基本的な構成

1. 総則
2. 住民の避難に関する措置
3. 避難住民等の救援に関する措置
4. 武力攻撃災害への対処に関する措置
5. 国民生活の安定に関する措置
6. その他

1. 総則

- 国、地方公共団体等の責務
- 国民の協力
- 配慮事項
 - ・国民に対する正確な情報の提供
 - ・基本的人権の尊重等
 - ・国民の権利利益の迅速な救済
 - ・指定公共機関の自主性の尊重等
- 国、都道府県及び市町村が行う国民の保護のための措置
- 国民の保護のための措置の実施体制
- 国民の保護に関する「基本指針」、「計画」、「業務計画」
- 都道府県及び市町村の国民保護協議会
- 訓練

2. 住民の避難に関する措置

- 対策本部長による警報の発令
- 対策本部長による避難措置の指示
- 都道府県知事による住民に対する避難の指示
- 都道府県の区域を越える住民の避難
- 市町村等による避難住民の誘導

3. 避難住民等の救援に関する措置

- 対策本部長による救援の指示
- 都道府県知事による避難住民等の救援の実施
 - ・収容施設の供与
 - ・食品の給与
 - ・生活必需品の貸与
 - ・医療
 - ・埋火葬 など
- 収容施設等の確保、物資の収用等
- 医療の確保
- 安否情報の収集等

4. 武力攻撃災害への対処に関する措置

- 武力攻撃災害への対処
- 生活関連等施設の安全確保
- 原子力災害への対処、原子炉等による被害の防止
- 危険物質等による危険の防止、放射性物質等による汚染への対処
- 市町村長等の応急措置等
 - ・物件の除去等、退避の指示、警戒区域の設定 など
- 消防
 - ・広域支援等
- 保健衛生の確保
 - ・感染症法の特例、墓地、埋葬等に関する法律の特例 など
- 被災情報の収集等

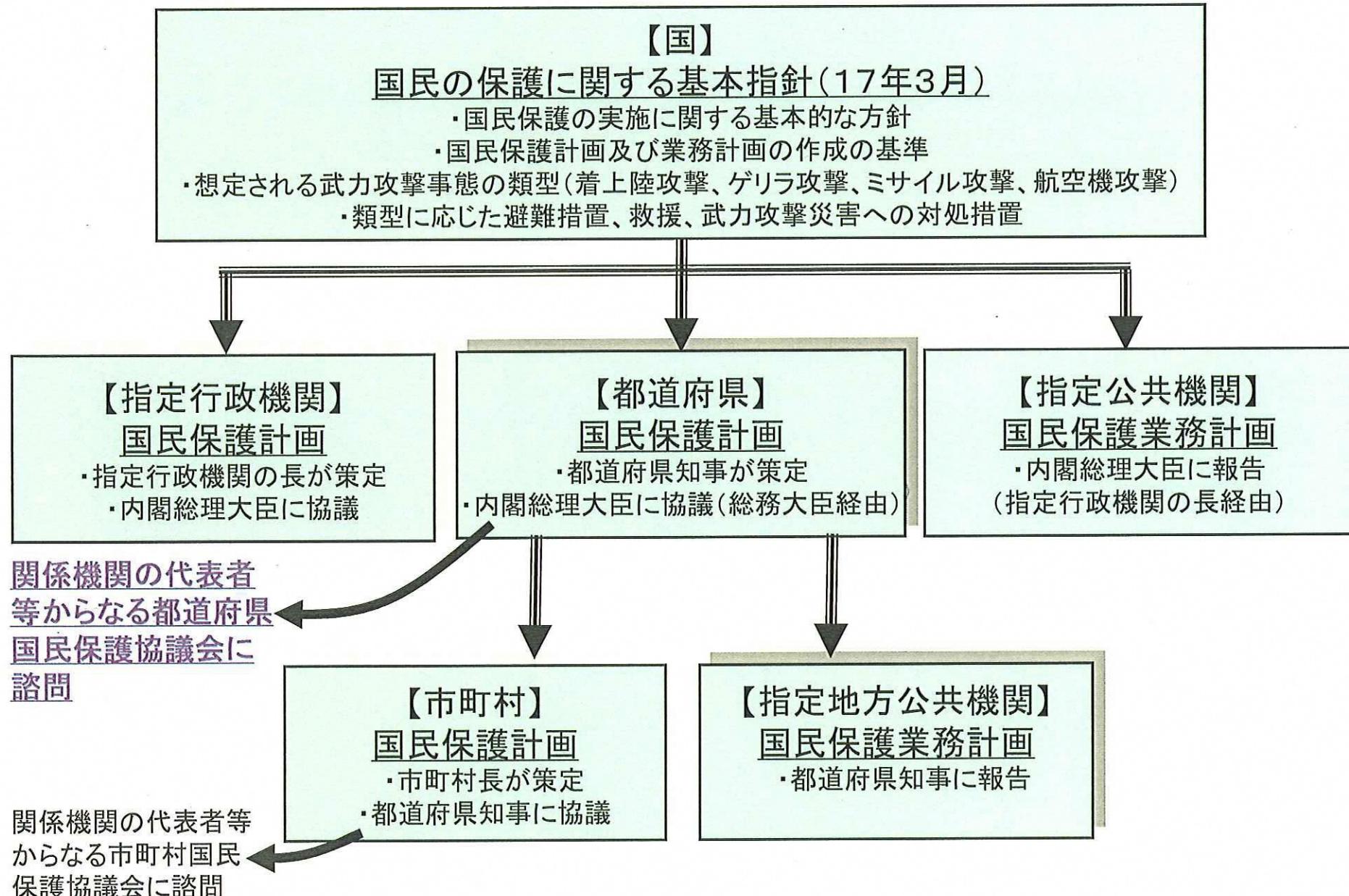
5. 国民生活の安定に関する措置

- 国民生活の安定
 - ・生活関連物資等の価格安定等
 - ・金銭債務の支払い猶予等
- 生活基盤の確保
 - ・電気・ガス・水の安定的な供給
 - ・運送・通信・郵便等の確保等
- 施設及び設備の応急の復旧

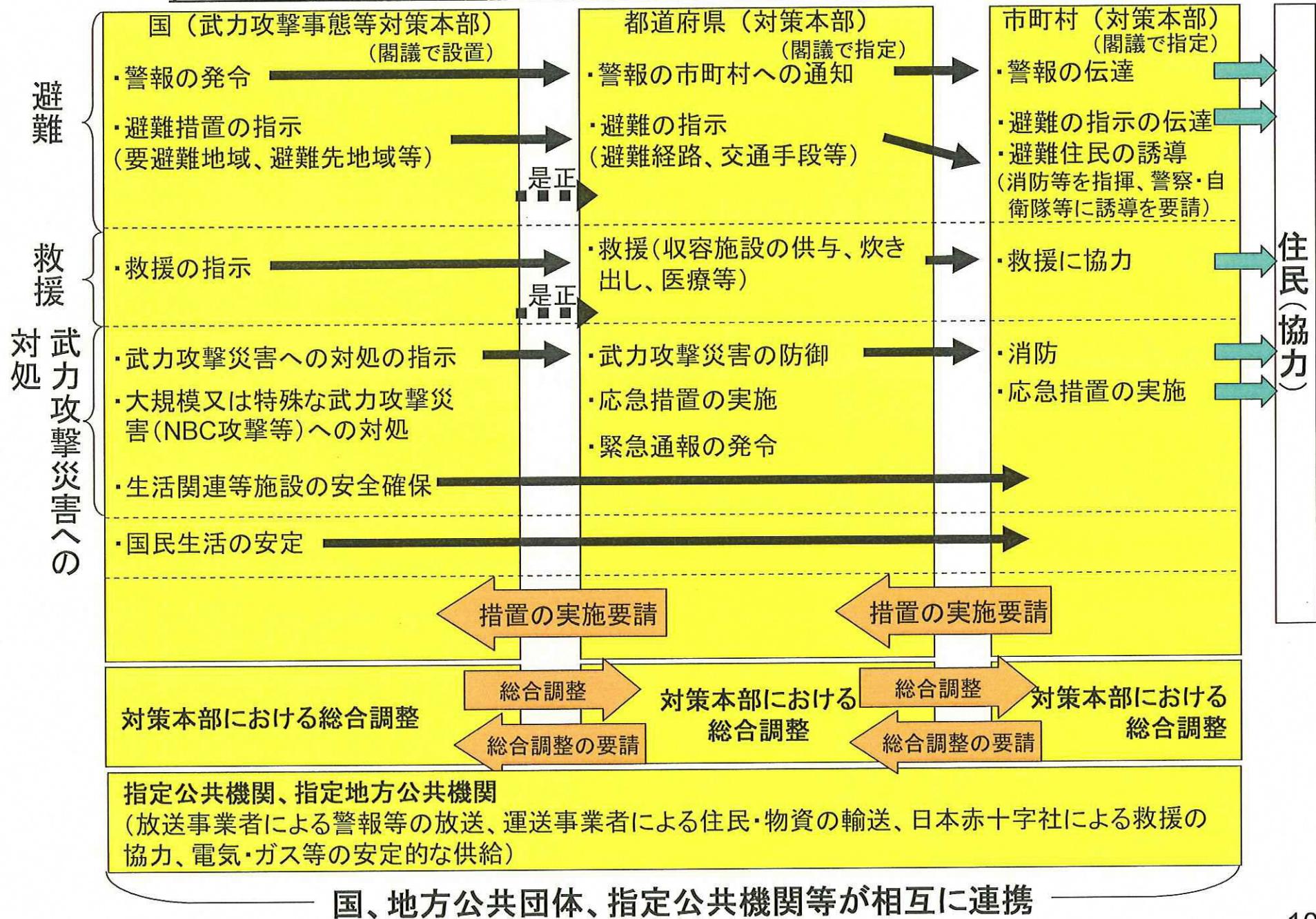
6. その他

- 復旧、備蓄その他の措置
- 財政上の措置等
 - 損失補償
 - 損害賠償
 - 費用負担 など
- 緊急対処事態に対処するための措置
 - 責務
 - 国民の協力
 - 基本的人権の尊重 など
- 雜則、罰則、事態対処法の一部改正、附則

「基本指針」、「国民保護計画」及び「国民保護業務計画」の構成

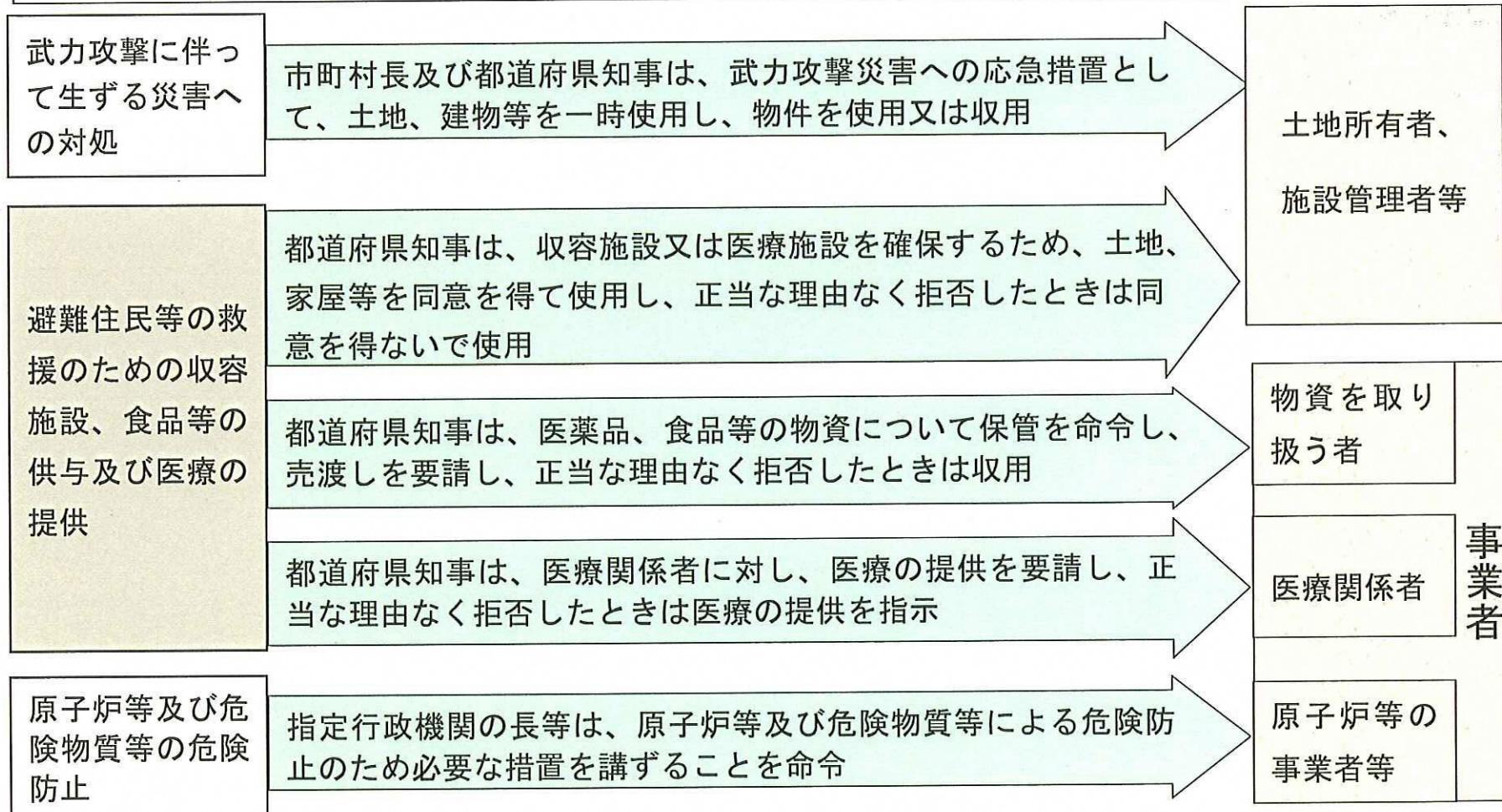


国民の保護に関する国、都道府県及び市町村の役割



国民の権利及び義務に関する措置

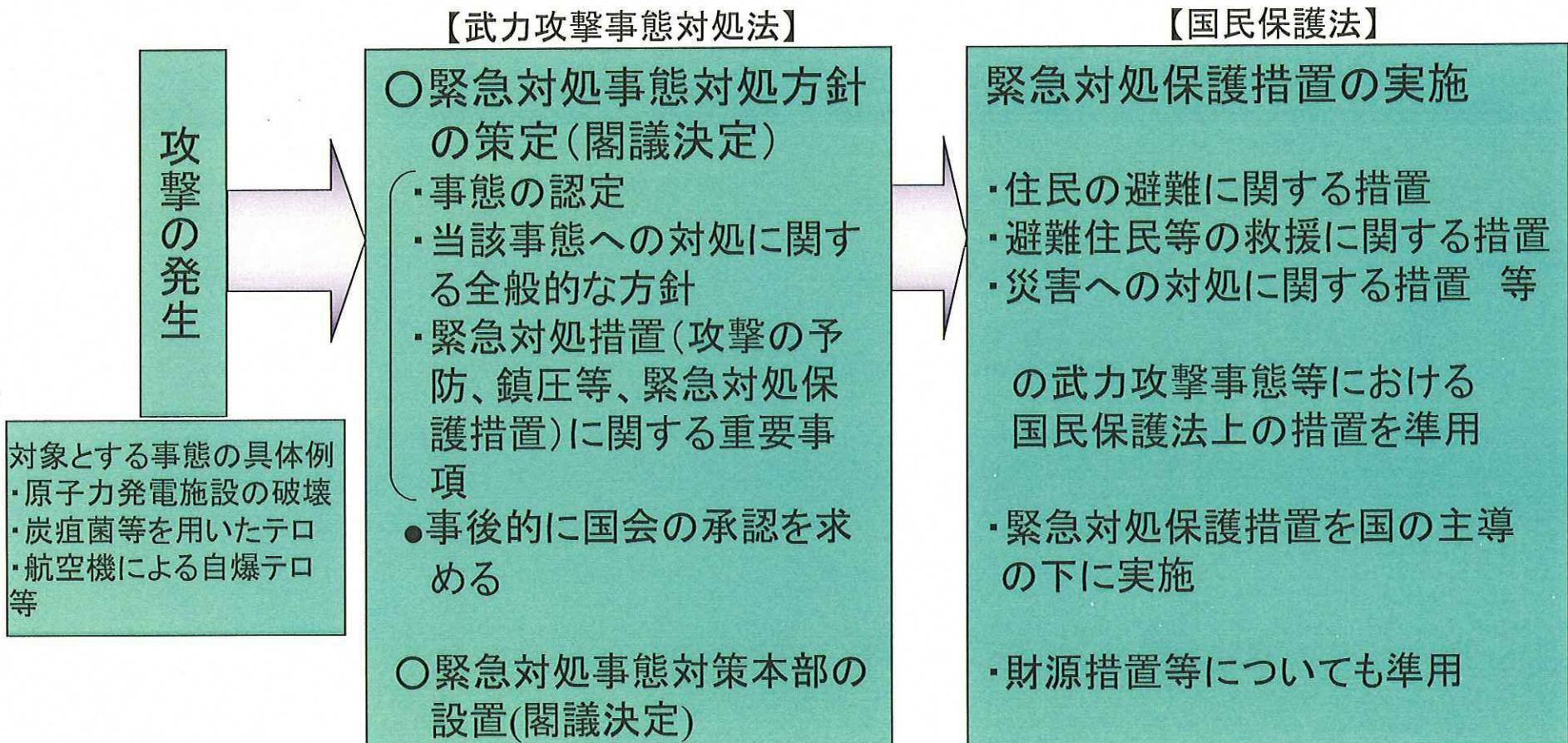
「武力攻撃事態等への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため**必要最小限のもの**に限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。」（事態対処法第3条第4項）こととされている。



緊急対処事態に対処するための措置

緊急対処事態とは.....

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの(武力攻撃事態対処法第25条第1項)



武力攻撃事態の4類型

- ① 着上陸侵攻
- ② 航空機による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ ゲリラ・コマンドウー

緊急対処事態の4類型

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
(原子力事業者等の破壊、石油コンビナートの爆破等)
- ② 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
(ターミナル駅や列車の爆破等)
- ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
(炭疽菌やサリンの大量散布等)
- ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
(航空機による自爆テロ等)